

岩 手 県 報

第 1 0 4 4 3 号

平 成 1 7 年 3 月 2 2 日

火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
..... (地域企画室) 1
- 第2種事業の判定の基準の要件の一部改正
..... (環境保全課) 1
- 環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定の一部改正..... () 2
- 救急病院等を定める省令の規定による救急病院
..... (医療国保課) 2
- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (さくらデンタルクリニック)
..... (地域福祉課) 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止 (大平内科小児科医院) () 2
- 農業振興地域整備計画の変更..... (農林水産企画室) 2
- 道路の区域の変更..... (道路環境課) 2
- 県道の供用の開始..... () 3
- 通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定..... () 3
- 変更に係る都市計画の図書の写しの縦覧..... (都市計画課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可があった旨の告示..... () 3

- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
..... () 4
- 土地区画整理組合の理事の住所の変更の届出
..... () 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (下水環境課) 4
- 盛岡地方振興局長告示**
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... 4
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... 4
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業所の指定..... 5
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... 5
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... 5
- 市町村の行う土地改良事業に係る土地改良事業計画変更の同意 (葛巻町) 5
- 花巻地方振興局長告示**
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... 5
- 北上地方振興局長告示**
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定..... 6
- 土地改良区役員の就任 (西和賀土地改良区) 6
- 盛岡地方振興局長公告**
- 大規模小売店舗の変更の届出..... 6

告 示

岩手県告示第219号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成17年3月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成17年3月7日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ア 名称 特定非営利活動法人三の丸ひまわり
- イ 代表者の氏名 阿部禮子
- ウ 主たる事務所の所在地 二戸市福岡字城ノ外4番1号
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、二戸地域に在住する障害児・者及び家族に対して、住みなれた地域において安心して普通の暮らしができるよう必要な支援を行うとともに、障害のある人もない人もともに支え合う共生の街づくりを目

指す活動を通じ、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成17年3月11日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称 特定非営利活動法人金津流獅子躍振興会

イ 代表者の氏名 平野幸男

ウ 主たる事務所の所在地 江刺市愛宕字力石552番地4

(3) 定款に記載された目的 この法人は、金津流獅子躍(金津流獅子躍、金津流鹿踊、金津流獅子踊をいう。以下同じ。)の原形の保存、伝承及び育成に関する事業を行い、郷土芸能の振興と地域伝統文化の活性化に寄与することを目的とする。

岩手県告示第220号

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定(昭和47年岩手県告示第558号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

別表北上川流水域の項中

磐井川 上流	〔黒沢橋より上流の磐井川本流〕	A	直ちに達成	
磐井川 中流	〔黒沢橋から磐井川と吸川との合流点までの磐井川本流〕	A	5年以内で可及的速やかに達成	

磐井川 上流	〔黒沢橋より上流の磐井川本流〕	AA	直ちに達成	平成17年 3月22日 適用
磐井川 中流	〔黒沢橋から磐井川と吸川との合流点までの磐井川本流〕	A	5年以内で可及的速やかに達成	昭和48年 7月3日 適用

改める。

岩手県告示第221号

第2種事業の判定の基準の要件（平成11年岩手県告示第19号の2）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。
平成17年3月22日

岩手県知事 増田寛也

3(1)中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

岩手県告示第222号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成17年3月22日

岩手県知事 増田寛也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立中央病院	盛岡市上田一丁目4番1号	平成20年3月29日
岩手県立紫波病院	紫波郡紫波町桜町字三本木32番地	平成20年3月28日
岩手県立千厩病院	東磐井郡千厩町千厩字草井沢32番地1	平成20年3月21日
岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14地割74番地	平成20年3月17日
岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483番地6	〃
岩手県立大槌病院	上閉伊郡大槌町新町8番14号	〃
岩手県立伊保内病院	九戸郡九戸村大字伊保内第7地割35番地1	〃
国民健康保険葛巻病院	岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1	平成20年3月28日
西根町国民健康保険西根病院	岩手郡西根町田頭第22地割79番地1	〃
釜石市民病院	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成19年3月31日

を

に

社団医療法人栃内病院	盛岡市肴町2番28号	平成20年3月28日
------------	------------	------------

岩手県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成17年3月22日

岩手県知事 増田寛也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
さくらデンタルクリニック	北上市川岸二丁目10番22号	平成17年3月10日

岩手県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年3月22日

岩手県知事 増田寛也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大平内科小児科医院	盛岡市梨木町2番2号	平成15年4月14日

岩手県告示第225号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画を変更した。

なお、同条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年3月22日

岩手県知事 増田寛也

- 縦覧に供する書類の名称 一関地域広域営農団地整備計画
- 縦覧の場所 岩手県農林水産部農林水産企画室及び一関地方振興局農林部

岩手県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成17年3月22日

岩手県知事 増田寛也

- (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 重茂半島線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
宮古市大字赤前第14地割字小堀内19番1地先内	新	44.7~11.3 ^m	93.3 ^m
	旧	30.3~11.3	93.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成17年3月22日から同年4月22日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 284号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
東磐井郡川崎村薄衣字諏訪前10番1地先から2番1地先まで	新	20.0 ^m ～ 9.5 ^m	58.0 ^m
	旧	11.7 ^m ～ 9.5 ^m	58.0 ^m

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 千厩地方振興局土木部

イ 期間 平成17年 3月22日から同年 4月22日まで

岩手県告示第227号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成17年 3月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 路線名 重茂半島線

2 供用開始の区間 宮古市大字赤前第14地割字小堀内19番1地先内

3 供用開始の期日 平成17年 3月22日

4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 宮古地方振興局土木部

(2) 期間 平成17年 3月22日から同年 4月22日まで

岩手県告示第228号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成17年 3月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 路線名 284号

2 供用開始の区間 東磐井郡川崎村薄衣字諏訪前10番1地先から2番1地先まで

3 供用開始の期日 平成17年 3月22日

4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 千厩地方振興局土木部

(2) 期間 平成17年 3月22日から同年 4月22日まで

岩手県告示第229号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成17年 3月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路 線 名	区 間
県道	花巻衣川線	北上市和賀町横川目11地割132番1地先から山口36地割26番1地先まで
県道	北上西インタ一線	北上市和賀町山口43地割32番4地先から36地割31番6地先まで

一般国道	107号	北上市北鬼柳19地割48番2地先から和賀町横川目11地割208番4地先まで
一般国道	282号	滝沢村滝沢字菓子1068番1地先から岩手郡安代町字兄畑中川原63番地先まで

2 指定する期日 平成17年 4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り込むためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

岩手県告示第230号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成17年 3月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 地区計画等(地区計画)

(2) 名称 盛岡南新都市地区地区計画

岩手県告示第231号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 3月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 都市計画事業の種類及び名称 平成11年建設省告示第1750号釜石都市計画道路事業3・4・6号釜石駅前線

(2) 施行者の名称 岩手県

(3) 事務所の所在地 盛岡市

(4) 事業地の所在 釜石市大字釜石第14地割、大渡町一丁目及び二丁目地内

2(1) 都市計画事業の種類及び名称 平成7年建設省告示第1966号宮古都市計画道路事業3・4・4号宮古港線

(2) 施行者の名称 岩手県

(3) 事務所の所在地 盛岡市

(4) 事業地の所在 宮古市栄町及び館合町地内

3(1) 都市計画事業の種類及び名称 平成12年建設省告示第2360

号宮古都市計画道路事業 3・2・2 号宮古駅前線及び 3・4・4 号宮古港線

- (2) 施行者の名称 岩手県
(3) 事務所の所在地 盛岡市
(4) 事業地の所在 宮古市栄町地内

4(1) 都市計画事業の種類及び名称 平成11年建設省告示第49号
盛岡広域都市計画道路事業 3・3・6 号向中野安倍館線

- (2) 施行者の名称 岩手県
(3) 事務所の所在地 盛岡市
(4) 事業地の所在 盛岡市仙北二丁目及び三丁目地内

岩手県告示第232号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、北上市黒沢尻西部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成17年 3 月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

退任

- 平 野 竹次郎 北上市柳原町二丁目 5 番19号
鈴 木 誠 一 北上市本通り四丁目 7 番22号
館 勇 北上市常盤台一丁目 6 番41号
村 田 憲 嗣 北上市町分 5 地割100番地 9
千 田 朝 吉 北上市常盤台二丁目 4 番 8 号
高 橋 幸 三 北上市町分 2 地割155番地 2
高 橋 正 夫 北上市稲瀬町押切42番地

岩手県告示第233号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、北上市黒沢尻西部土地区画整理組合から理事の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 3 月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
菅 原 久 人	北上市町分 2 地割228番地 5	北上市町分 4 地割59番地 1

岩手県告示第234号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成17年 3 月22日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 施行者の名称 釜石市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 昭和33年建設省告示第490号釜石都市計画下水道事業釜石公共下水道
(3) 事業地 変更なし
(4) 事業施行期間 昭和33年 3 月25日から平成24年 3 月31日まで
- 2(1) 施行者の名称 岩泉町
(2) 都市計画事業の種類及び名称 平成 5 年岩手県告示第128号岩泉都市計画下水道事業岩泉町公共下水道
(3) 事業地
ア 収用の部分 変更なし
イ 使用の部分 平成 5 年岩手県告示第128号及び平成10年岩手県告示第683号の事業地のうち、下閉伊郡岩泉町字向町及び字川崎の各地内を削る。
(4) 事業施行期間 平成 5 年 2 月 5 日から平成22年 3 月31日まで

盛岡地方振興局長告示

盛岡地方振興局長告示第28号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 3 月22日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事 業 所 の 名 称		事業所の所在地	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
0370101172	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城盛岡南サービスセンター福祉事業部	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城盛岡営業所	盛岡市西松園四丁目20番 4 号	平成16年 6 月 1 日

盛岡地方振興局長告示第29号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 3 月22日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370100935	ヘルスレント盛岡ステーション	盛岡市上堂三丁目6番2号	盛岡市上堂一丁目4番38号	平成17年2月13日

盛岡地方振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年 3月22日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0372101097	ちえのわ指定居宅介護支援事業所	岩手郡滝沢村滝沢字菓子937番地3	特定非営利活動法人ちえのわ福祉会	平成17年3月10日

盛岡地方振興局長告示第31号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 3月22日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

知的障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
03000200180112	岩手県高齢協盛岡地域福祉事業所ゆたんぼ	岩手県高齢協 訪問介護事業所ゆたんぼ	盛岡市加賀野二丁目8番24号	平成16年11月1日

盛岡地方振興局長告示第32号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 3月22日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

児童居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
03000300056113	岩手県高齢協盛岡地域福祉事業所ゆたんぼ	岩手県高齢協訪問介護事業所ゆたんぼ	盛岡市加賀野二丁目8番24号	平成16年11月1日

盛岡地方振興局長告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更に同意した。

平成17年 3月22日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

土地改良事業を行う市町村の名称	地区名
葛巻町	元木

花巻地方振興局長告示

花巻地方振興局長告示第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 3月22日

花巻地方振興局長 古 沢 真 作

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370500613	株式会社文化タクシー介護支援センター	イーハート支援センター	花巻市双葉町6番2号	平成17年3月1日

北上地方振興局長告示**北上地方振興局長告示第6号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年3月22日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
03000300119127	北上市立こども療育センター	北上市九年橋三丁目12番18号	北上市	平成17年3月4日

北上地方振興局長告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西和賀土地改良区（和賀郡沢内村）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成17年3月22日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

理事

為 田 收 一 和賀郡沢内村大字新町第16地割4番地

盛岡地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成17年3月22日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 有限会社谷藤不動産
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファル菓子店 岩手郡滝沢村滝沢字菓子156番地6
 - (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 変更の年月日 平成16年6月24日
 - (5) 変更の理由 店舗の入替えのため
- 2 届出年月日 平成17年3月8日
- 3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び滝沢村役場

岩手県報 第10443号

平成17年3月22日 印刷

平成17年3月22日 発行

発行人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社